

広島大学短期交換留学（HUSA）ショートプログラム派遣学生共通募集要項

1. 対象とするプログラム

広島大学（以下「本学」という。）が大学間交流協定を締結した外国の大学等（以下「協定校等」という。）が実施する3か月未満の短期研修プログラム等のうち、本学を通じた応募又は推薦を必要とするもの。

2. 目的

協定校等が実施する短期研修プログラム等に参加し、現地学生又は他大学からの参加学生と同条件の下で講義等を受講することで、語学能力の向上及び異文化理解の促進を図るとともに、協定校等の教員、学生及び他大学からの参加学生との交流を通じて国際交流への関心を高め、より長期の留学につなげること。

3. 応募資格

以下のすべてに該当する者を対象とします。

- 1) 応募時に本学に在籍している学部生又は大学院生（休学中の者は除く）で、留学終了時まで本学に在籍できる者
- 2) 国際交流や海外留学に高い関心を持ち、参加目的が明確かつ向上心に富んでいる者
- 3) 心身ともに健康で、規律ある行動を取ることができる者
- 4) 協定校等の所在国・地域への入国に当たり、必要な査証（ビザ）の取得が確実な者
- 5) その他、協定校等が定める応募資格を満たすもの

4. 選考方法

応募書類及び本学における学業成績に基づき派遣学生を選考の上、協定校等への推薦手続きを行います（派遣の可否については協定校等が最終決定を行います。）。なお、応募者全員又は一部に対し、面接試験を行う場合がある他、協定校等から選考方法等の指定がある場合は、その方法に従って選考を行います。

5. 留学中の学生の身分

派遣学生は、「留学願」及び「緊急連絡先届」を所属学部・研究科の学生支援担当に提出の上、必ず学長の許可を得なければなりません。この場合、協定校等での修学は本学の教育課程の延長上にあるものとして考えられ、留学の期間は本学の在学期間に算入されます。

6. 単位認定について

協定校等で修得した単位等、留学中の学修成果については、本学の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位認定の申請を行うことができます。ただし、必ずしも全ての単位等が認定されるわけではありませんので、単位認定を希望する場合は、事前に所属学部・研究科の学生支援担当にご確認ください。

7. 海外留学に係る安全管理について

- 1) 留学中の安全意識向上のため、本学が開催する「海外渡航リスク管理セミナー」や、派遣学生を対象としたオリエンテーションには必ず出席してください。また、「外務省海外安全ホームページ」等を活用の上、渡航先の情報収集を渡航前だけでなく、渡航期間中も行ってください。

【外務省 海外安全ホームページ】

<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- 2) 外務省渡航情報サービス「たびレジ」への登録を渡航前に必ず行ってください。「たびレジ」への登録情報は、現地日本大使館又は領事館が、渡航先での危機発生時の安否確認等に利用されます。

【外務省渡航登録サービス（たびレジ，在留届電子届出システム ORRnet）】

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

- 3) 渡航中の安否確認のため、派遣学生はチューター又は指導教員，所属学部・研究科の学生支援担当並びに国際交流グループへの定期的な連絡が義務付けられます。
- 4) 派遣学生は、本学指定の海外旅行保険（原則，自己負担。1か月間で1万円程度。）への加入が義務付けられます。また、協定校等が別途指定する保険への加入を求められる場合があります。
- 5) 派遣先国・地域によっては、入国に当たり予防接種を受けることが義務付けられる場合や、推奨されている場合があります（厚生労働省）。心配な方は、任意・自己負担にて予防接種を受けてください。

【世界の医療事情（外務省ホームページ）】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

【厚生労働省検疫所 FORTH (For Travelers' Health)】

<http://www.forth.go.jp/index.html>

【海外旅行の健康管理 -感染症対策-（広島大学保健管理センターのページ）】

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/gentei/kansenkaigai.html>

【その他，参考 URL（広島大学保健管理センターのページ）】

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/kansencenter1409.html>

- 6) 自然災害や国際情勢等の事情により、派遣の中止や派遣期間の変更が生じることがあります。また、留学中であってもこれからの事情により帰国を命ずることがあります。いずれの場合も既に支払済みの費用や帰国等に係る費用等については、原則、派遣される学生の負担となります。なお、本学では、外務省海外安全ホームページの「海外危険情報」に基づき、学生の海外派遣の判断を行います。

- 7) 海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づく ABS (Access and Benefit Sharing) 手続きが必要です。協定校等において該当する活動を行う場合は、必要手続きを行ってください。

【ABSについて（ABS 学術対策チームのページ）】

<http://www.idenshigen.jp>

- 8) その他、海外留学に係る安全管理は、本学作成の「海外渡航リスク管理マニュアル（学生編）」、外務省発行の「海外安全 虎の巻」等に基づく対応が求められます。

【海外渡航リスク管理マニュアル（学生編）】

<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/learning/risk-kanri.html>

【海外安全 虎の巻（外務省発行）】

http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html

8. その他

- 1) 派遣の可否は、協定校等が最終決定を行うため、本学から協定校等への推薦後、派遣不可となる可能性があります。また、派遣決定後に本学又は協定校等が定める応募資格を満たさなくなった場合、推薦を取り消す場合があります。
- 2) 研修プログラムによっては語学要件が定められている場合があります。その場合は、各自でプログラムのホームページ等を確認した上で、応募してください。
- 3) 授業期間中に実施されるプログラムに参加する場合は、履修中の授業科目等への影響がないことを授業担当教員、チューター、指導教員及び所属学部・研究科の学生支援担当とも十分に相談の上、各自で確認してください。
- 4) 旅券（パスポート）の取得、査証申請や航空券手配等、渡航に係る必要手続きについては、各自の責任で計画的に行ってください。旅券又は査証が取得できず、渡航ができなくなった場合、協定校等から受入許可が取り消される場合があります。この場合、本学は責任を負いません。また、全ての諸手続きが完了後は、正当な理由以外での辞退は原則認めません。
- 5) 提出された書類に記載された個人情報、渡航や参加手続き等のため、また安全管理上、プログラムを提供する協定校、保険会社等へ提供される場合があります。
- 6) 渡航中は、滞在国の法令、本学及び派遣先の協定校等の規則を順守するとともに、教職員等の指示に従い、当該国の公序良俗に反することが無いよう十分注意する必要があります。また、研修プログラム等に対しては、その目的・趣旨を十分理解の上、で真剣に取り組み、自己の自覚と責任において、本学の学生として恥ずかしくない行動をとることが求められます。
- 7) 派遣学生は、留学終了後 2 週間以内に「留学成果報告書」を作成し、国際室国際部国際交流グループへ提出することが義務付けられるほか、協定校等から発行される学修成果に関する証明書（学業成績証明書又は修了証）の提出を求める場合があります。また、学内又は学外で開催される留学成果報告会等での発表、本プログラムの事業評価に関する調査・アンケートへの回答、協定校等からの留学生及び海外留学を希望する学生への支援並びに広報活動等に全面的に協力いただきます。

9. 問い合わせ先

・応募・申請手続きについて

○国際室国際部国際交流グループ 留学交流担当（学生プラザ 2 F）

メール kokusai-ryugaku@office.hiroshima-u.ac.jp

電話 082-424-6188

・卒業・修了要件及び単位認定申請について

○所属する学部・研究科の学生支援担当